

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループのコーポレート・ガバナンスの基本方針は、経営の効率性向上と健全性の維持を確保し、経営環境の変化に対して迅速に対応できる透明性の高い組織とすることにより、企業価値を高めることとあります。

今後も企業利益と社会的責任の調和する誠実な企業活動を展開しながら、経営の透明性・効率性・公正性・機動性を重視し、株主を含めた全てのステークホルダー(利害関係者)の利益に適う経営の実現、グループ全体の収益力の向上と企業価値の極大化を目指して、コーポレート・ガバナンスの充実に努めてまいります。

経営の監視を客観的に行うため、社外取締役ならびに社外監査役を置き、取締役会等の重要な会議において監督・監査を行っております。取締役につきましては、経営環境の変化に対する機動性を高めるために、その任期を1年としております。

また、株主や投資家の皆様に対しましては、四半期決算ならびに事業計画等の迅速かつ正確な公表と開示を基本とし、企業の透明性を高めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ファインエクスパンド有限会社	19,098,300	39.00
塚田正之	10,965,700	22.39
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,074,000	6.27
株式会社AOKIホールディングス	2,201,800	4.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,070,000	4.22
塚田啓子	1,424,400	2.90
BANQUE DE LUXEMBOURG-CLIENT ACCOUNT	1,172,800	2.39
KAS BANK CLIENT ACCRE AIF	1,042,000	2.12
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,023,500	2.09
CMBL S.A RE MUTUAL FUNDS	693,900	1.41

支配株主(親会社を除く)の有無	塚田正之
-----------------	------

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、現在において支配株主との取引はなく、そして今後も当社に影響を及ぼす取引を行う予定はないため、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情はありません。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

◎支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針

1. 当社グループは、支配株主がその影響力を利用して支配株主自身またはその近親者、並びに議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を利する取引を行なうことにより、会社ひいては少数株主を害することの防止を目的に社外取締役及び監査役会、並びに会計監査人との連携を日頃から強化し、社内の意思決定に際しては、常に透明性を維持することができる体制を構築しております。
2. 当社グループは、原則として支配株主との取引等は行わない方針であります。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	5名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
西堀敬	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
西堀敬	○	独立役員 日本ビジネスイノベーション代表取締役社長	当該取締役は、企業経営について十分な知識と経験を有しており、当社の経営についても企業社会一般の価値観に基づいた長期的展望や当社の従前の発想とは異なった視点からのアドバイス、意見をいただいております。また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

--	--

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員の人数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、コーポレート・ガバナンスを強化するために、監査役、内部監査室及び会計監査人との綿密な連携が重要であると認識しております。内部監査室は、監査役との連携を定期的な連絡会における情報交換のほか、内部監査計画及び監査結果並びに内部統制評価の報告を通じて保持しております。また、監査役及び内部監査室は、会計監査人から監査計画及び監査講評について報告を受けるほか、必要に応じて往査に立ち会うなどの手段により、情報を共有しております。また、内部監査、監査役監査及び会計監査と内部統制部門とは、定例的に会合し情報・意見の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
千原曜	弁護士													
柳澤宏之	公認会計士													
藤森基成	その他													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
千原曜	○	独立役員 弁護士 さくら共同法律事務所パートナー	社外監査役就任以前は、当社の法律顧問契約先である弁護士事務所における担当弁護士であり、当社の業務内容にも精通されております。当社としましては、法律的な観点からの監査を強化するために選任させていただきました。 また、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
柳澤宏之	○	独立役員 公認会計士 柳澤・浅野公認会計士事務所代表者	公認会計士としての専門的な知識を活かし、会計的な観点からの監査を強化するために選任させていただきました。 また、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
			企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識

藤森基成	○	独立役員 日本生活企画株式会社代表取締役 三友株式会社代表取締役社長 株式会社ミトメディアアーツ代表取締役社長 株式会社フォース代表取締役社長	を有しており、その経験・見識を当社の監査体制に活かしていただくために選任させていただきました。 また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断したため、独立役員として指定しております。
------	---	---	---

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

現状は、月例定額報酬を基本としております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	一部のものだけ個別開示
該当項目に関する補足説明	

報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等を開示しております。

氏名 塚田正之(取締役) 基本報酬159(百万円)、退職慰労金26(百万円)、報酬等の総額186(百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬につきましては、株主総会の決議により、取締役全員の報酬総額の最高限度額を決定しています。各取締役の報酬額は、グループ業績、企業価値向上への貢献度合い等を基準として、取締役会の授権を受けた代表取締役が支給額を決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

人事総務部、内部監査室を中心とした、情報提供等のサポート体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

会社の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他の体制の状況

- ・当社は監査役制度を採用しております。
- ・当社取締役会は、原則毎月開催されております。取締役会は代表取締役1名を含む3名の業務執行取締役と独立役員である1名の社外取締役により構成されております。
- ・当社監査役会は、原則毎月開催されております。監査役会は1名の常勤監査役と独立役員である3名の社外監査役により構成されております。各監査役は取締役会に出席し、各取締役の業務執行状況を監査しております。
- ・当社と社外取締役及び社外監査役全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、それぞれ同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額であります。
- ・内部監査を担当する部署として内部監査室を設置しており、人員は2名となっております。
- ・当社は優成監査法人との間で会社法及び金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結しており、同時に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定す

る最低責任限度額であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、健全で効率的な事業運営を実現するとともに、社外取締役選任により経営の意思決定に係る客観性の確保及び社外監査役を含む監査役会の経営監視機能により、透明性の確保が実現するものと考えられることから、現状の体制を選択しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	今回は、株主総会開催予定日16日前に発送しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	自社ホームページ上におきまして公表させていただいております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として、毎年2月中旬(決算説明会)と8月中旬(第2四半期決算説明会)の年2回、開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、会社説明会資料、各種リリース情報等をホームページ上に開示しております。 (http://www.tsukada-global.holdings)	
IRに関する部署(担当者)の設置	人事総務部 広報・IR担当 丸山慶訓 E-mail ir-sec@tsukada-global.holdings	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

実施していません。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、法令及び定款を遵守し、社会的責任並びに企業倫理の確立に努め、コンプライアンス体制の維持、向上に努めるものとします。
- (2) 取締役会は、経営に関する重要事項を決定するとともに、各取締役の職務執行について、相互に監視・監督するものとします。
- (3) 監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、監査基準及び監査計画に基づき取締役の職務執行を監査するものとします。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むとともに、関係機関と緊密な連携を取り合い、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備するものとします。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務執行に係る情報については、「文書管理規程」に従い、文書又は電磁的媒体(以下「文書等」という。)に記録し保存するものとします。
- (2) 必要に応じ、取締役、監査役、会計監査人がこれらの文書等を閲覧できる体制を整備するものとします。

3. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- (1) 代表取締役直轄部署として内部監査室を設置し、適切なリスク管理を図ります。
- (2) 内部監査室は、定期的に業務監査を実施し、監査により法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、その内容及び想定される損失の程度等について、直ちに代表取締役へ報告するとともに関連する担当部署と迅速な連携を図り、可及的速やかに対処するものとします。
- (3) 内部監査室は、業務監査実施項目及び実施方法を定期的に検証し、監査実施項目に遺漏がないよう確認し、必要があれば速やかに監査方法を改定します。
- (4) 内部監査室は、リスク管理に関連して、その存在意義を全社員に周知徹底し、損失の危機を発見した場合には、直ちに内部監査室に報告するよう指導します。
- (5) お客様からのご意見等を受けるために「お客様相談窓口」を設置し、当社をご利用いただきましたお客様方からのアンケート葉書により、ご意見を頂戴しております。お客様方からのご意見等は、経営に活かせるよう努めるものとし、苦情等につきましては、「お客様相談窓口」から関係部署に伝達し、迅速に相応の措置を講じております。なお、苦情等に重要な内容を含む場合は、必要に応じて、代表取締役及び監査役に報告するものとします。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行を迅速且つ効率的に行うために、取締役会を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、審議・決定を行っております。
- (2) 経営会議を毎月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催し、法令、定款及び経営会議規程に従い、主に取締役会で決議される事項の審議を行っております。

5. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、グループ経営の一体化を醸成するとともに、関係会社管理規程に従い、各子会社に対し透明性のある適切な経営管理に努めます。
- (2) 内部監査室は、各子会社と連携を図り、損失の危機のある業務執行又は法令遵守に反する可能性を把握した場合には、直ちにその内容・程度・影響等について取締役会及び担当関連部署に報告します。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、適切な人材を配置するものとし、配置に当たっては事前に監査役会と意見交換を行い、その意見を十分考慮して検討します。
- (2) 監査役がその職務を補助すべき使用人は、当社の職務執行にかかる役職を兼務せず、監査役の指揮命令下で業務を遂行し、その評価については監査役の意見を聴取するものとします。なお、その使用人の任命・異動については、事前に監査役会の同意を必要とします。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及びその他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対し法定の事項に加え、当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項等について、速やかに報告するものとします。
- (2) 監査役は、取締役及び使用人の重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会・経営会議の他重要な会議に出席し、また、業務執行に関する重要な文書等を閲覧するとともに、必要に応じてその説明を求めることができるものとします。
- (3) 監査役は、会社に対処すべき課題、監査上の重要課題等について、代表取締役と定期的に意見交換を実施します。
- (4) 監査役は、会計監査人から定期的に監査内容についての説明を受けるとともに、意見及び情報の交換に努め、会計監査人と連携して監査の実効性を確保するものとします。
- (5) 監査役は、内部監査室から内部監査の報告を受けるほか、必要に応じて内部監査室と会合を持ち、情報の交換を行うなど緊密な連携を図るものとします。

8. 財務報告の信頼性を確保するための体制

- (1) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行い、その体制が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 当社グループは、反社会的勢力との関係を遮断することの社会的責任、コンプライアンスの観点からその重要性を十分認識し、反社会的勢力との関係遮断に向けた体制を整備します。
2. 当社グループは、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。
3. 当社グループは、反社会的勢力から不当要求を受けた時に、適切な助言、協力を得ることができるよう、平素より警察等の外部専門機関との連携強化を図ります。

4. 当社グループは、取引先に反社会的勢力が入り込まないようにするため、各部門が新規取引を開始する際は、その取引先に関して反社会的勢力との関係についての調査を実施しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は現段階では、特別の買収防衛策を導入していませんが、経営の効率化により収益力を高めるとともに、効率的なIR活動を通じて市場の適正な評価をいただくことが、最良の買収防衛策であると考え実践しております。
当社の企業価値を損なうような買収には適切に対応する必要がありますが、今般の法令改正でより透明度の高いTOBルールが確立されつつありますので、仮にそのような事態となった場合であっても、TOBに対する当社の見解を適切に表現することにより、株主からは、当社経営陣の経営方針への賛同を得られるものと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

